

12-1 国際法規の形成への寄与

政策所管局課（室）国際法局 国際法課

評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>(1) 国際法規の形成に際しての、わが国の主張の反映と、新たな国際ルール作りへの積極的貢献 (2) 国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決の促進</p>												
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】 国と国との関係を定める国際法は、貿易や文化交流の拡大や科学技術の進歩、政治、安全保障における国際的な相互依存の深まり等も相俟って、質・量ともに飛躍的に発展している（一説によれば、第二次世界大戦前に締結された多数国間条約は60あまりであったのに対し、その後、平成12年時点で国連に寄託された多数国間条約は3万3000に上るとされる）。また、国際法は、国家間の交渉を通じ、各国に広く受け入れられていると認められている慣習国際法（不文法）を法典化する、あるいは新たな分野や事項につき、既存の国際法を拡充し、新たな条約を採択すること（漸進的発達）等により不断の発展を見せている。</p> <p>【概要】 国際法の法典化及び漸進的発達のための国際的な取組は、古くは19世紀末、20世紀初頭のハーグ平和会議での条約策定作業、あるいは国際連盟時代の昭和5（1930）年のハーグ法典化会議での試みなど、様々なものが行われてきたが、今日では、かかる作業は一層強力に進められている。具体的には、国連国際法委員会（ILC）での検討及び国連第六委員会における議論に加え、各種の国際的な場において、国際法の精緻化と現代的な要請に応えるための検討作業が加えられている。このような国際的な取組に政府として積極的に参画し、国際法規の形成に寄与している。</p> <p>【必要性】 新たな国際ルール作り積極的に参画していくことは、国際社会の一員である日本として、日本国民の利益を確保していくために不可欠である。また、日本が効果的な外交政策を遂行し、各国からの信頼を得る上で、各種の異なる場における国際法の検討の状況を政府内で一元的に把握し、対外的にも首尾一貫した国際法についての考え方を示し、これを国際的なルールとして確立していく努力を行うことが重要である。このような政策は、他国及び国際社会全体との関係を所掌しかつ国際法全体の解釈及び実施について責任を有する外務省が、関係する他府省と調整・連携しつつ、一元的に対処する必要がある。</p>												
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>国際法規の形成に際し、わが国の主張を反映させ、新たな国際ルール作り積極的に貢献するため、国際法に関連する各種会合の機会を積極的に活用していく必要がある。また国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決を促進するため、主要な国際フォーラムにおいて知的貢献を行っていくことが国際社会の一員としての任務である。さらに、国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議を実施することは、不断の発展を見せる国際法の種々の論点についての各国と意見交換を通じ、より効果的に国際法規の形成に寄与していくための基盤とすることができる。</p>												
<p>外部要因</p>	<p>国際法規の形成は常に関係国の協議・交渉や各国の国家実行を反映して行われるため、国際社会の動向や各国政府の政策によって、国際ルール作りにおける我が国の取組の成果は大きく影響を受ける。また、国家間の意思の統一なくしては成立し得ない法規範であるため、わが国として重視する内容を法規に反映させるだけでなく、合意形成のために各国が受け入れ可能な規範とすることも重要である。</p>												
<p>投入資源</p>	<table border="1" data-bbox="414 1619 1442 1770"> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>予算</td> <td>74.5 (同額は評価シート12-1から12-5までの全業務を含む。)</td> <td>84.0 (同左)</td> </tr> </table> <p>(注)本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="414 1808 1442 1885"> <tr> <td>人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> </tr> </table> <p>(注)本省分職員数 単位：人</p>		平成15年度	平成16年度	予算	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5までの全業務を含む。)	84.0 (同左)	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度		4.3	4.3
	平成15年度	平成16年度											
予算	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5までの全業務を含む。)	84.0 (同左)											
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度											
	4.3	4.3											
<p>政策の評価</p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際法規の形成に際し、新たな国際ルール作りへ積極的に貢献するための施策の実施状況 ・ 国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決を促進するための施策の実施状況 												

<p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>(1) 国連国際法委員会(ILC)及び国連第六委員会、アジア・アフリカ法律顧問委員会(AALCO)、ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会(UNIDROIT)会合、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、各フォーラムにおいて、日本政府としての意見表明を行い、国際法規の形成に向け積極的に議論に参加した。</p> <p>特に、国連第六委員会においては、国連主権免除条約が採択され、平成16年3月に開催されたアド・ホック委員会で条文案を纏めるための調整を行う等、同条約の採択に貢献した。また、ハーグ国際私法会議においても、我が国が派遣した道垣内正人教授(東京大学)が同条約草案の解説書を作成し、同条約採択に向けて大きく貢献した(同教授は平成17年の外交会議の特別報告者(ラボラトゥール)に任命された。)</p> <p>さらに、12月、国際刑事裁判所(ICC)幹部職員やオランダ(EU議長国)を始めとするEU関係者の訪日を実現させたことは、ICCの活動の現状を把握し、わが国がICC規程の締結を検討するために大きく資するものとなった。</p> <p>(2) さらに、各種国際法局長協議の主催・参画についても積極的に取り組み、国連第六委員会の際の法律顧問会合や欧州評議会国際公法法律顧問委員会(CAHD1)等の主要国の国際法担当局長の会合に参加した。また、種々の機会を活用して、米、シンガポール、オーストラリア、露、ノルウェー、英、スウェーデン、オランダ、フランスの各国際法局長と二国間の意見交換を行った。このような機会を通じ、主権免除、海洋法あるいはICCに対する我が国の立場を説明するとともに、各国の国際法上の諸問題に関する意見を得ることができた。</p> <p>(3) また、イスラエルによるパレスチナ占領地における壁(バリア)建設の法的帰結に関し、国連総会決議により国際司法裁判所(ICJ)が勧告的意見を求められた際には、日本政府はICJに陳述書を提出し(3月)「得られる情報に限りはあるが、関連する国際法規に抵触すると見られる」との考え方を示した。各国からの意見書提出を受けて7月に出されたICJ勧告的意見においても、イスラエルによるパレスチナ占領地における「壁」建設が国際法に反し、この違法な状態を終了させる義務があるとされた。</p>
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>新たな国際法規形成あるいは国際社会における法の支配の強化のためには、各国の国家実行の調査、各国の意見の集約が不可欠となるが、我が国の各種会合への積極的な参加や各国の国際法局長との協議は、我が国の立場の主張及び各国が受入可能な国際法規の形成にとって有意義であり、目的に対する手段は適切であった。</p> <p>分析</p> <p>(1) 各種国際法の法典化及び漸進的発達をめぐる議論、そして国際法規の形成は、各国の当該分野についての国際法に対する立場が異なる場合等には、数年(場合によっては10年以上)かけて行われることも少なくない。したがって、その議論の成果を単年度で評価することは困難であり、また、形成された法規の有用性や他の法分野に及ぼす影響については長期的な視点から評価する必要がある。</p> <p>(2) 国際法の形成においては、我が国の主張が少数となる場合もあり得るが、我が国としては、各種の会議に常に参加することにより、又は、国際法局長協議などの場を利用した協議を行うことにより、法規形成を主導する国の一つとなることができ、平成16年度においては、我が国の主張と根本的に反する法規が形成された例は無かった。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) 国際法規の形成は、現在も不断に進められている国際社会の秩序作りの根幹を成す作業であり、このプロセスの重要性は今後も増すと考えられる。また、日本が国際社会において新しいルール作りに積極的に関与していく上で、国際法を的確に解釈、実施することは必須の条件である。そのため、今後とも各種の国際的な議論の場で、日本の意見を表明するとともに、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めることが重要であり、こうした重要性を踏まえて、各フォーラムでの法規形成での議論に臨んでいく必要がある。</p> <p>(2) 近年は、グローバル化の進展に伴い、国際私法の分野における国際ルール作りがより活発化してきている。特に、国際商取引を含む私法の幅広い事項についての各種会合への対応に加え、子供の権利・利益を保護するための条約締結に向けた作業等、わが国政府が抱える課題が増大してきており、政府として国民生活により直結する国際私法の分野への取組について一層強化していく必要がある。</p>

【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)	【一般的な方針】 今後とも国際法の法典化の各種会議は、各国間の相互依存が深まり、国際法の各分野が精緻化することに伴い、さらに多くなると思われるため、一層積極的に参画していく。同時に形成された国際法を着実に国内において実施していく必要性は高く、特に、ICC規程や国際私法分野の条約の締結に向けて必要な国内法整備について一層の検討を進めつつ、各種会合にも積極的に参加して新しいルール作りに貢献していく。								
	【事務事業の扱い】 国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合において国際法規の形成及び発展の促進 拡充強化 主要な国際フォーラムにおける我が国からの知的貢献 拡充強化 国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施（韓国、ロシア、中国、欧州各国、米国等） 今のまま継続								
【概算要求、機構・定員要求への反映】									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">概算要求</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">機構要求</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">定員要求</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			概算要求	機構要求	定員要求	反映方針			
	概算要求	機構要求	定員要求						
反映方針									

第三者の意見	<p>東北大学 植木 俊哉 教授</p> <p>国際法規は、国際社会における多国間のさまざまな枠組の中で形成され発展を遂げていくが、このような国際法規の形成のプロセスの中で我が国が積極的な役割を果たすことは、我が国の中長期的な国益に照らして極めて重要な課題である。その中で、平成 16 年 12 月の国連総会における国連主権免除条約の採択は、国連国際法委員会(ILC)及び国連第六委員会における我が国の長年にわたる貢献が具体的に結実したものであり、高く評価することができる。また、国際刑事裁判所(ICC)に関する各国政府及び専門家等との間での積極的な意見交換と研究の実施も、今後のこの分野での国際的動向の展開に照らして重要な意義を有するものといえる。今後は、以上のような国際公法分野での国際法規の形成への積極的貢献の継続に加えて、ハーグ国際私法会議や国連国際商取引委員会(UNCITRAL)等の国際私法分野での具体的な条約起草作業等への取組みを一層強化することが望まれる。</p> <p>法政大学 廣瀬 克哉 教授(外務省政策評価アドバイザー・グループメンバー)</p> <p>評価の枠組をよく活用し、効果的に評価が行われている。</p>
---------------	---

評価総括組織のコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種国際会議への積極的参加や関係国との協議を通じて、国際法規形成に向けてのわが国の貢献は着実に成果をあげている。 ・ 評価においては、政策目的に沿った実績がわかりやすく説明されており、分析も概ね妥当である。第三者のコメントを求め評価の信頼性を高めている。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当である。 ・ 17年度の重点外交政策である。 ・ 18年度の重点外交政策である。
--------------------	---

事務事業の評価

<p>事務事業名</p>	<p>国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合において、国際法規の形成及び発展の促進 主要な国際フォーラムにおける我が国からの知的貢献</p>
<p>事業内容及び必要性</p>	<p>個別の条約策定作業とは別に、国連国際法委員会(ILC)及び国連第六委員会、アジア・アフリカ法律顧問委員会(AALCO)、ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、国際刑事裁判所(ICC)に関する各種会合等に参加した。このように世界の国際法関係者が一同に会する場面での議論に参画することは国際法規の形成に継続的に関わる上で不可欠であった。</p>
<p>具体的成果</p>	<p>(1) 国連国際法委員会(ILC)及び国連第六委員会における国際法の法典化及び漸進的発達への関与 国連国際法委員会(ILC)は、国際法の法典化及び漸進的発達を主たる目的として、国連決議により設立され、現在、国際機関の責任、条約の留保、共有天然資源等について検討している。ILCに対しては、わが国からは山田中正外務省参与が委員として参加している。山田委員は、ILCにおいて、共有天然資源の議題につき、特別報告者となっており、この分野の国際法の法典化に多大な貢献をしている。共有天然資源の分野に関しては、外務省は、同委員の特別報告書作成に寄与すべく、この分野の資料収集、調査を行い、研究会を開催し専門家の意見の集約に努めた。また、これ以外の分野においても山田委員がILCの議論に寄与すべく補佐した。平成15年度の第56会期においては、外交的保護及びライアビリティーに関して、ICJ草案が纏まり第六委員会に報告された。 平成16年秋に開催された国連第六委員会におけるILC報告の審議において、我が国は、各国の国家実行及び既存の条約等を検討した意見をそれぞれの議題に関して表明し、国際法規の形成に向け積極的に議論に参加した。具体的には、国家責任条文草案の審議において、各国の意見が対立する中、これらの対立が収斂し各国の国家実行を集積するため、次回の審議迄に数年(例えば5年)おくことを提案し、実際に3年後に審議されることが決議された。 また、我が国も第六委員会での審議に主導的な役割を果たしてきた国連主権免除条約(わが国出身の小木曾元委員が起草者の一人であり、政府として起草段階から全面的に支援してきた)が国連総会にて条約として採択されたが、今次総会にても、総会決議の案文作成に関与する等、今回の第六委員会の審議において引き続き条約採択に向け貢献した。</p> <p>(2) アジア・アフリカ法律顧問委員会(AALCO)における法規形成への関与 AALCOは、加盟国から委員会に付託される法律問題の審議等を目的に昭和31(1956)年に設立され、現在アジア及びアフリカの47の国及び団体が加盟し、我が国からは山田中正委員が参加している。また、AALCOの事務局に事務局次長を送っている。AALCOは、これまで各種の国際法上の問題につき報告書の採択又は勧告を行ってきている。平成16年バリで開催されたAALCO総会では、主権免除条約の国連での採択を望む決議を採択した。また、我が国としては、AALCOの機能自体に関しても関与してきており、AALCO規則改定、AALCO予算問題に関して積極的な提案を行い、実際に規則が改正された。また、我が国は、同委員会を通じて、国際法の分野について十分な情報を得ることが困難な途上国に関連情報を提供し、国際的な場での議論に参加することを促すための貢献を行っている。</p> <p>(3) ハーグ国際私法会議における国際ルール作りへの知的貢献 ハーグ国際私法会議においては、現在、専属的な国際裁判管轄合意の効力及びそれに基づく外国判決の承認執行に関する条約(専属的合意管轄条約)並びに扶養義務に関する条約の作成作業が進められている。平成16年度においては、両条約についてそれぞれ特別委員会が開催され、我が国からも専門家を派遣して、国内法制との整合性その他の観点からの主張をするとともに、積極的に審議に参加して、条約作成に向けた貢献を行った。なお、専属的合意管轄条約においては、我が国派遣の道垣内正人教授が条約草案の解説書を作成し、平成17年外交会議の特別報告者(ラポラトゥール)に任命されるなど、同条約採択に向けて大きく貢献している。</p> <p>(4) 私法統一国際協会(UNIDROIT)会合におけるルール作りへの貢献 UNIDROITにおいては、平成13年11月に採択された可動物件国際担保条約について、鉄道物件及び宇宙資産に関する議定書の作成作業のほか、証券決済統一実質法条約の作成作業が進められている。平成16年は、いずれの条約についても、政府専門家会合等に我が国代表を派遣してきており、我が国国益立場からの主張をするとともに、積極的に審議に参加して、各作業に大きく貢献した。</p> <p>(5) 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)におけるルール作りへの貢献 UNCITRALにおいては、現在、6つの作業部会において、条約やモデル法、立法ガイド等の草案の作成作業が進められている。平成16年は、我が国は、いずれの作業部会にも参加して、我が国国益からの主張をするとともに、積極的に審議に参加して、各作業に大きく貢献した。例えば、運送法作業部会において</p>

	<p>は、我が国派遣の藤田友敬教授（東京大学）が、作業部会間の correspondence group にも参加して、条約草案の取りまとめを担当し、倒産法作業部会の作成に係る立法ガイドが採択されたほか、電子商取引法作業部会が条約草案を作成した。同草案は本年7月の UNCITRAL 総会において採択される予定である。</p> <p>(6) 国際刑事裁判所(ICC)に係る各種会合におけるルール作りへの貢献</p> <p>ICC 規程締結のために必要な国内法整備について検討すると同時に、ICC の締約国会合にオブザーバーとして参加して積極的に発言し、ICC の今後の発展にかかる様々な議題の議論に貢献した。また、「侵略の罪」の定義の検討のための会合を始めとして、ICC の手続事項を定める規則作りにも参画した。</p> <p>さらに、国際刑事裁判所(ICC)の活動の現状及び日本におけるICC規程の締結に関する検討につき意見交換を行うために、12月、ICC 幹部職員やEU議長国を務めたオランダを始めとするEU関係者の訪日を実現させ、その機会にわが国政府関係者(外務省、法務省、及び防衛庁)国内の国際法関係者が意見交換を行った他、EU側主催による国会議員関係者との意見交換も実現させた。</p>
総合的評価	<p>結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：各種会合の機会を活かして一層積極的に国際法規の形成に貢献していく。特にICC規程や国際私法分野の条約の締結に向けて必要な国内法整備について一層の検討を進めつつ、各種会合にも参加して新しいルール作りに貢献していく。)</p> <p>理由 国際法は不断の発展をとげており、政府として国際社会の各種フォーラムにおけるルール作りに我が国の立場から積極的に関与していくことは国益に直結する施策である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施
事業内容及び必要性	各国の外務省の国際法局長と、主要な国際法上の問題につき二国間で意見交換を行うことが、様々な分野における国際法の発展に資することから、主要国との間で二国間の国際法局長協議を開催した。平成16年度は、米国(4月)、シンガポール(6月)、オーストラリア(6月)、ロシア(9月)、ノルウェー(9月)、英国(9月)、スウェーデン(12月)、オランダ(12月)、フランス(12月)との間で開催した。また、各国の国際法局長・法律顧問が一堂に会する欧州評議会が開催する欧州国際公法法律顧問会合(CAHD1)に出席するとともに、国連第六委員会の際の法律顧問会合にも出席した
具体的成果	国連にて採択に向け進展していた主権免除や、我が国が締結のための検討を行う必要があるICCの他、海洋法をはじめとする一般国際法上の各種論点等、各国が関心を有している分野について意見交換を行うことができた。
総合的評価	<p>結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：平成16年度に実施できなかった主要国を念頭に引き続き国際法局長協議を実施していく。)</p> <p>理由 今後とも、各種の国際的な議論の場で、日本の意見を表明するとともに、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めることは、きわめて重要である。</p>

【参考資料】

- 国連国際法委員会第56会期に関する議論
(<http://www.un.org/law/ilc/sessions/56/56sess/>)
- ILC報告書(<http://www.un.org/law/ilc/reports/2004/2004report/>)
- 主権免除に関するアド・ホック委員会報告書
(<http://www.un.org/law/jurisdictionalimmunities/>)
- AALCOにおける議論(<http://www.aalco.org/>)
- UNCITRAL第38会期の各作業部会報告書(<http://www.uncitral.org/en-index.htm>)
- UNIDROIT 年次報告書 2004
(<http://www.unidroit.org/english/publications/proceedings/2005/contents.pdf>)
- ジュリスト 2005年3月1日号(No.1285)P.108~(国際刑事裁判所の現状とその将来)
- 外務省ホームページ 「国際刑事裁判所」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/icc/>)
- 中東和平問題に関する緊急特別総会における原口国連大使演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/16/un_0716a.html)

12 - 2 国際法に関する知見の蓄積・活用

政策所管局課（室） 国際法課
 評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>(1) 国際法解釈の一層の深化を進め、我が国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤を強化</p> <p>(2) 研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的な助言への活用</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>(1) 我が国は、国際社会における「法の支配」を実現することが重要であると考えている。このため、我が国が国際社会における様々な問題につき対処するにあたっては、政策判断を行う際に十分な法的分析を実施し、国際法上適切に行動することを確保することが不可欠である。また、「法の支配」を拡大するという観点からも、国際法上の論点を分析し、これらに関する考え方を整理した上で、これを発信することを通じ、国際法の発展に積極的に関与していくことが重要である。</p> <p>(2) このような法的な分析の基盤を強化するためには、現在発生している国際問題についての法的な検討に加え、幅広い分野の判例、学説、各国の立場や国家実行を十分把握しておく必要がある。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 国際法解釈の一層の深化を進めるため、研究者等との意見交換を通じ、その知見を活かすとともに、国際法の最新の動向を把握し、政府からも随時問題提起を行っている。</p> <p>(2) 各種の研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見は、外交実務における国際法解釈及び法的な助言、及び、国際法に関する知識の普及を通じた国際法の発展の基盤作りに活用している。</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 我が国が、外交案件を処理する上で、国際法に則って行動することの重要性は論を俟たず、政府として国際法を的確に解釈し、また、国際法の発展に主体的に関与していくためには、常に知見を蓄積し、また、これを普及させるための努力を行わなければならない。こうした努力が実を結ぶためには、常日頃から国内外の国際法の研究者あるいは実務家と意見交換を実施し、互いに切磋琢磨する必要がある。</p> <p>(2) 国内とは異なり、裁判権が一元化していない国際社会においては、学説が国際法の解釈に与える影響は大きい。例えば、国際司法裁判所（ICJ）規程第38条にも、諸国の最も優秀な国際法学者の学説が裁判準則となり得ることを認めている。そのような状況下では、わが国政府の見解を学会の有力者がよく理解していることを確保する必要がある。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>(1) 国際法解釈の一層の深化を進めるために、国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある分野について、研究会や各種委託調査等を通じ、知見を蓄積していく必要がある。</p> <p>(2) 蓄積した知見は、外交実務における法的な助言へ活用し、日々発生する種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、案件の的確な処理に資する指針を提示することが重要である。同時に、学会における発表、公開講座、大学における講義、研究者・学生等との意見交換などを実施することによって、国際法に関する知識を普及させ、国際法に関わる人口の裾野を広げることは、国際法の発展の基盤を作ると同時に、わが国国内において国際法に従った行動が求められていることについての理解を得るといった観点から、有益である。</p>
<p>外部要因</p>	<p>(1) 国際法の解釈は、事例の固有の事情を勘案しつつ、絶えず変化する国際情勢に即すように不断の改善や修正を図っていくものであり、その内容のいわば「完成度」や「達成度」を図ることはできない。したがって、蓄積された知見が十分であったか、また、重要な論点に関する検討が、どのように外交実務において有用であったかをただちに検討することは困難である。</p> <p>(2) 同時に、国際法に関する知見の蓄積や活用は、長期的な視野に立ち、様々な活動を通じて、定期的実施していくことが重要であり、一つ一つの活動から、その成果をただちに判断することは困難である。</p>

投入資源		平成15年度	平成16年度
	予算	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5 までの全業務を含む。)	84.0 (同左)
	(注)本省分予算		単位：百万円
		平成15年度	平成16年度
	人的投入資源 (定員ベース)	12.7	12.7
(注)本省分職員数		単位：人	

政策の評価	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際法の解釈の一層の深化を進め、我が国が国際法の発展につき、より積極的に貢献するための基盤を強化するための実施状況 ・研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的な助言への活用状況
【政策の目的達成状況】	<p>(1) 国際法の解釈の深化及び基盤の強化：</p> <p>(イ) 国際法の諸分野につき法的な検討を加え、国際法の解釈を深化させ、また、そこでの知見を蓄積するために、最近の国際情勢に関連がある分野や今後国際法を解釈する上で有益となる分野について、国内外の研究者及び実務関係者の参加した研究会を実施し、委託調査を依頼した。</p> <p>(ロ) 具体的には、国内の研究者と「現代国際法研究会」、「国際法研究会」、「国際法事例研究会」、「国際経済法判例研究会」を実施し、有事法制、ミサイル防衛、1916年アンチ・ダンピング法対抗立法、戦後処理、国際投資法における収用と補償など、我が国にとり重要度の高い問題に関する法的論点を検討し、様々な視点や意見を聴取した。また、国内の研究者、各省担当者、実務関係者等を交え「UNCITRAL研究会」、「UNIDROIT研究会」を実施し、国際仲裁・国際商事分野に関する問題を検討した他、「国際刑事裁判所（ICC）各省検討会」を実施し、ICC規程に加入するにあたって我が国として整理すべき法的論点について検討を実施した。</p> <p>(ハ) 「国際裁判の判例研究」とのテーマの下、国際司法裁判所（ICJ）における仮保全措置・先決的抗弁といった論点について、研究者に委託調査を依頼した。</p> <p>(ニ) 国際法委員会（ILC）において検討されている「共有天然資源」分野につき、国内外の研究者・実務家と研究会を定期的開催し、ILC第57会期に向けて、特別報告者（山田中正委員）の第三報告書提出を支援した。</p> <p>(2) 国際法の知見の外交実務等における活用：</p> <p>(イ) 種々の外交案件が国際法上適切に処理されることを確保するために、研究会等を通じて蓄積された知見等に基づき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を整理し、案件の的確な処理に資する指針を提示した。具体的には、海上輸送規制法案等の有事法制の作成にあたり国際法上の論点の整理を実施した他、領土問題、海洋権益問題、潜没潜水艦による領海侵犯問題などにおいて、案件処理の指針となる国際法上の解釈を提示した。</p> <p>(ロ) 国際法に関する知識の普及に努め、国際法に関わる人口の裾野を広げることを通じて国際法の発展を実現するために、大学における講義、国際法学会における発表、公開セミナー等を実施し、研究者・学生・一般との意見交換や交流に努めた。</p>

<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>(1) 国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある分野について、多くの研究者と活発な意見交換を実施し、その視点や意見を聴取することによって、国際法の解釈を一層深化させる上で、研究会や委託調査等を実施することが有用であった。また、国際法の発展に積極的に関与する観点からも、研究会を通じて論点の整理等を実施することにより、ILC特別報告者の報告書等に貢献することは有用であった。</p> <p>(2) 種々の外交案件に関して、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の処理に資する指針を提示する上で、研究会等を通じて蓄積された知見は有用であった。また、大学における講義、学会における発表、公開講座及びその他研究者・学生等との意見交換等は、国際法に関する知識の普及を通じ、国際法に関わる人口の裾野を拡大するという観点から有用であった。</p> <hr/> <p>分析</p> <p>(1) 研究会及び委託調査においては、国際法上の問題・論点について整理がなされ、これらに関する様々な見解を聴取することができ、有益であった。</p> <p>(2) 他方、重要な法的論点であり予め時間をかけて検討しても、当該年度に事案が発生せず、研究会等で蓄積された知見が、必ずしも外交実務における法的な助言に直接的には活用されない場合もある。しかしながら、一旦事案が発生する場合には、緊急に手当てを要する事項について、限られた時間内での迅速な対応が求められるため、その際の適切な検討を担保するためにも、年度単位に判断を行うのではなく、日常的に知見を蓄積していくことが重要である。</p> <p>(3) 大学における講義や学会における発表等で、蓄積された知見を研究者や学生に普及することについては、直接的なフィードバックを期待することは必ずしもできないが、国際法に関する知識を普及することにより国際法に関わる人口の裾野を広げることは、国際法の発展にとって必要であるとともに、わが国が国際法に従った行動が求められていることについての理解を得る上で必要である。実施した講義や発表には、多くの人々が参加しており、一定の成果を挙げたと考えられ、長期的視野に基づき、継続的にこれを実施することが重要である。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) それぞれの法的論点の問題対処に要する時間的制約や法的問題の性質(特に検討すべき論点の数や要請される検討内容の程度)に応じて、適切な優先順位付けを行うとともに、それらを取り扱う最も適当な場を選定していくことが求められる。</p> <p>(2) 例えば、近年、海洋境界画定・資源開発等が問題となる場面が増えてきており、今後も重要な外交案件として取り扱われることが予想されることから、これに関係する法的論点について、整理しておく必要がある。また、国際社会における国際裁判の利用が活性化するに伴い、我が国としても、これらの制度について十分に調査・研究することは重要な課題の一つとなっている。今後は、委託調査・研究会等においてこれらの論点について分析を深めていく必要がある。</p>
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>あらゆる国際的な問題には、法的な側面が存在するといっても過言ではなく、我が国が様々な外交案件に適切に対処するためには、国際法上重要な論点を把握し、検討することが不可欠である。今後とも法的観点に関し、日常における種々の研究会の一層充実させ、知見を深めるとともに、種々の案件につき適時適切に検討を加え、助言を行うことにより、政府としての的確な政策執行を確保し、同時に、蓄積された知見を適切に発信していくことが重要である。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある、または国際法を解釈する上で有益な分野について研究会等を通じ、知見の蓄積・法的な検討への取組 今のまま継続</p> <p>現下の外交案件を検討する上で有益な国際法上の論点に関する各種委託調査等の実施種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の的確な処理に資する指針の提示 今のまま継続</p> <p>種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の的確な処理に資する指針の提示 拡充強化</p> <p>要請に基づき公開講座、大学における臨時的講義の実施。研究者、学生等との意見交換、交流の実施 今のまま継続</p>

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

京都大学 浅田 正彦 教授

- (1) わが国が関係する国際問題のうち国際法の解釈適用が関係するものが、量的にも質的にも増大傾向にあるなか、外務省が国際法に関する知見を幅広く獲得・蓄積し、それらを有効に活用する必要性は、近年益々高まっている。そのような中で、国際法課においては、各種の研究会や意見交換等を通じて、国際法に関する知見の獲得・蓄積に積極的な努力がなされたとの印象をもち、自己評価の内容はおおむね妥当である。
- (2) とりわけ各種研究会は、現下の重要課題にかかわる政策決定に重要な法的基盤を提供したものの将来への備えとして貴重な法的知見の蓄積となったものなど、性格は異なるものの、いずれも短期的であると中長期的であるとを問わず、外交政策の立案に必要な法的基盤を提供するという意味で重要な役割を果たしたと思う。同時に、それらの研究会は、学会と実務との間の情報交換、知見交換、意見交換の場として、極めて有益な相互裨益の機会を提供したといえる。将来的にもこのような知見の獲得・蓄積の制度を維持・拡充していくためには、若手研究者を中心とした研究会を積極的に組織することも重要である。
- (3) 政府の国際法に関する考え方の周知を図り、また、具体的な問題に関する政府の法的な立場を広く説明する機会を持ち、さらには実践的な観点から国際法に関心をもつ若者を育てるという意味では、国際法課を中心とした国際法局の局員が大学等において講義を行い、セミナーを実施することは極めて有益であり、本務と両立する範囲内で今後も継続していくことが望ましい同様な観点から、学会報告や学会誌への機構等を積極的に実施していくことも重要である。

法政大学 廣瀬 克哉 教授（外務省政策評価アドバイザー・グループメンバー）

評価の枠組をよく活用し、効果的に評価が行われている。

評価総括組織のコメント

- ・ 国際法に関する知見の蓄積・活用は、外交活動を支える極めて重要な部分であり、政策目的達成に向けた実績が着実に積み上げられている。
- ・ 評価においては政策目的に沿った実績が具体的に説明されており、分析も概ね妥当である。第三者のコメントを求め、評価の信頼性を高めている。
- ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当である。
- ・ 17年度の重点外交政策である。
- ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある、または国際法を解釈する上で有益な分野について研究会等を通じ、知見の蓄積・法的な検討への取組	
事業内容及び必要性	<p>(1) 我が国が、外交案件を処理する上で、国際法に則って行動することの重要性は論を俟たず、政府として国際法を的確に解釈し、国際法の発展に主体的に関与するために、国際法の諸分野について、知見を蓄積し、法的な検討を実施するために、研究会を実施している。</p> <p>(2) 平成16年度には、「現代国際法研究会」(6回)、「国際法研究会」(6回)、「国際経済紛争判例研究会」(4回)、「国際法事例研究会」(3回)を定期的を開催し、外務省からは最近の国際情勢に関連した法的な論点につき紹介する一方、研究者からはその論点に関する様々な視点や意見を聴取している。</p> <p>(3) 「UNCITRAL研究会」(3回)、「UNIDROIT研究会」(6回)、「国際刑事裁判所(ICC)各省検討会」(8回)等の研究会において、当該分野における専門家及び関係省庁の担当等で集まり、関連条約の問題点及び我が国としての対応について検討している。</p> <p>(4) 国際法委員会(ILC)における「共有天然資源」分野の法典化作業に関連して、同分野の特別報告者である山田中正 ILC 委員を中心として、国内研究者及び UNESCO の地下水専門家に参加する研究会を定期的で開催し、同委員の報告書の作成を支援している。</p>	
具体的成果	<p>(1) 平成16年度には、研究者との間で実施した「現代国際法研究会」において、有事法(海上輸送規制法案)主権免除、1916年アンチ・ダンピング法対抗法、ミサイル防衛、等の問題について、「国際法研究会」において、日米租税条約、有事法制(米軍・ジュネーブ条約関係)国際刑事裁判所の現状、等の問題について、「国際経済紛争判例研究会」において、国際投資法の主要な論点、特にOECDにおける議論や収用と補償といった点について、「国際法事例研究会」において、我が国の戦後処理の問題について検討し、様々な視点や意見を聴取することができた。</p> <p>(2) 研究者・各省担当者・民間実務関係者との間で実施した「UNCITRAL研究会」においては、仲裁の問題について、「UNIDROIT研究会」においては、国際商事契約原則、間接保有証券決裁等の問題について検討し、様々な視点や意見を聴取すると同時に、UNCITRALやUNIDROITの会合における我が国の対応振りについて検討することができた。</p> <p>(3) 各省担当者との間で実施した「ICC各省検討会」においては、我が国がICC規程を締結するにあたって整理する必要のある法的論点につき検討するとともに、12月には、ICC及びEUより実務関係者が訪日し、これに参加し、右論点に関する各国の見解を聴取することができた。</p> <p>(4) 「共有天然資源」研究会においては、山田中正 ILC 委員を中心として、国内外の研究者や専門家が意見交換を実施し、右分野の法典化に際して必要な概念の整理を実施することができた。なお、研究会における成果を踏まえ、山田 ILC 委員により、本年5月から開催される ILC 向け「共有天然資源」第三報告書が提出された。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針:重要な外交案件として取り扱われることが予想される事項について法的論点を整理する作業を一層強化していく。)</p>
	理由	<p>あらゆる国際的な問題には、法的な側面が存在するといっても過言ではなく、我が国が様々な外交案件に適切に対処し、国際法の発展に積極的に関与していくためには、国際法上重要な論点を把握し、検討することが不可欠である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	現下の外交案件を検討する上で有益な国際法上の論点に関する各種委託調査等の実施	
事業内容及び必要性	<p>(1) 中長期的な観点から着実に検討を加えるべき課題については、国際法研究者と研究会を実施し意見交換を実施すると共に、調査を委託している。</p> <p>(2) 平成16年度については「国際裁判の判例研究」というテーマの下で、国際司法裁判所（ICJ）判例における先決的抗弁、仮保全措置、自衛権、判決の効力などについて、トピック毎の横断的な判例研究を研究者に委託した。</p>	
具体的成果	委託に基づき、国際法の解釈・適用に当たって有用な資料となる調査報告書が提出され、我が国が紛争当事国になった際に効果的な対応に資する知見が蓄積された。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：中長期的な観点から着実に検討を加えるべき課題について引き続き調査を委託していく。）</p>
	理由	重要な論点については、個別具体的な事件の発生を待つことなく、ある程度の時間をかけ、各種学説や判例等を参照し、研究者との意見交換を通じ、包括的な検討を行うことが必要である。

事務事業の評価

事務事業名	種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の的確な処理に資する指針の提示	
事業内容及び必要性	<p>(1) 我が国が、外交案件に対処するにあたり、国際法上適切なものとなることを確保する観点から、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、案件の的確な処理に資する指針を提示している。</p> <p>(2) 平成16年度においては、同年の国会において審議された海上輸送規制法案をはじめとした各種法案に関する国際法上の解釈の整理に加え、海洋権益問題、潜没潜水艦による領海侵犯問題などの我が国を取り巻く重要な外交案件、及び、我が国が関係する裁判等、における法的論点の整理、関係する国際法の解釈の提示を提示することにより、案件の的確な処理に資する指針を法的観点から提示した。</p>	
具体的成果	我が国を取り巻く様々な事例につき、我が国が国際法に則り行動することを確保し、また、説得力をもって交渉・調整に当たる上での指針を与えることができた。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：今後も案件の的確な処理に資する法的指針の提示を強化していく。）</p>
	理由	種々の具体的外交案件における国際法に係る事項について、蓄積された知見に基づき的確な国際法の解釈を提示することを通じ主管局をバックアップし、また、国内・国外での裁判において、我が国としての国際法の解釈を示し、我が国の国益を確保することは、国際法課の中心的業務の一つである。現在、海洋法等に係る問題についての事務が急増している状況を踏まえ、より一層、この取り組みを強化していく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	要請に基づき公開講座、大学における臨時的講義の実施。研究者、学生等との意見交換、交流の実施	
事業内容及び必要性	<p>(1) 国際法の知識を普及させることを通じ、国際法に関係する人口の裾野を広げ、国際法の発展の基盤を形成する観点から、国内大学の要請に基づき、通年及び単発での国際法に関する講義を実施している。また、同様の観点から、国際法学会などの学会においても、我が国も関与した国際法に関する活動につき、発表を実施している他、国際法に関する一般向けのセミナーも開催している。</p> <p>(2) 平成16年度においては、国際法課長が、東京大学において「国際法と外交実務」、九州大学及び早稲田大学において「安全保障論」というテーマの下、講義を行った他、11月には当課課員が、新潟大学において「国連外交と国際法」というテーマの下、講義を行った。また中央大学においては、国際法局が中心となり複数の外務省関係者がチームを組んで、「日本外交の法と政治」というテーマの下、通年で講義を行っている。</p> <p>(3) 11月には、当課課員が、国際法学会2004年秋期大会において、国連総会において採択された「国家及びその財産の裁判権免除に関する国連条約」について、発表を実施した。</p> <p>(4) 一般向けセミナーとしては、2004年4月に、国際司法裁判所の史久鏞所長を招聘し、国連大学との共催で、「アジアと国際司法裁判所」というテーマの下、シンポジウムを開催した他、12月には、ICC検察局及びEU諸国のICCに関係する実務家が訪日し、EUとの共催で、「ICCの現状とその将来」というテーマの下、公開セミナーを開催した。</p> <p>(5) 大学の学生が国際法にかかわる一つの重要な場として、大学対抗の模擬裁判がある。当課関係者は12月に行われた模擬裁判の決勝戦において裁判長を務める等、模擬裁判を通じた国際法の理解の増進に努めた。</p>	
具体的成果	<p>外交案件に関わる国際法に関する知識を普及させることに貢献した。なお、中央大学法学部からは、以下のような評価が寄せられている。</p> <p>「この講義は、外交の最前線で活躍している複数の外交官が各自の豊富な実務経験を背景として、外交の理論と実際を直接学生に教えるものである。従って、この講義では、通常得られない新鮮な知識を与え、実践的な思考を促す貴重なものとなっている。学生達は、この講義を通じ、最新の事例を含めて現実の国際政治と国際法について学ぶことができ、極めて有意義な教育の機会を得ている。受講生の多くは、外交官、国家公務員、国際公務員等として、将来国際的に活躍することを目指している。受講生達は、このような志望の実現への準備として、また、国際関係に対する理解を深めるための好個の機会として、この授業を高く評価している。」</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：今後も案件の的確な処理に資する法的指針の提示を強化していく。)</p>
	理由	我が国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤を強化していくという観点からは、公開講座、大学における臨時的講義の実施、研究者、学生等との意見交換によって国際法の知識の普及を促し、国際法に関わる人口の裾野を拡大することは有益であった。

【参考資料】

平成17年1月に提出された山田委員の第3報告書

(<http://www.un.org/law/ilc/sessions/57/57docs.htm>)

公開セミナー「ICCの現状とその将来」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/eu_icc_sem.html)

史久鏞 国際司法裁判所所長講演会「アジアと国際法」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/event/icj_040414.html)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

12-3 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

政策所管局課（室） 条約課

評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>(1) 我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去</p>
<p>政策の背景・概要と 必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>(1) 冷戦終結後、我が国の周辺の地域においては、極東ロシアの軍力は量的に大幅に削減されたが、依然として核戦力を含む大規模な軍力が存在するとともに、多数の国が軍力の近代化に力を注いできた。また、朝鮮半島や台湾海峡をめぐる問題など不透明・不確実な要素が残されている。</p> <p>(2) 米国同時多発テロにみられるとおり、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や多様な事態への対応は、国家間の相互依存関係やグローバル化の一層の進展を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている</p> <p>【概要】</p> <p>こうした背景の下、我が国は、国際人道法に関連する諸条約等、武力攻撃事態対処法案に関連して必要とされる関係条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む）への取組、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉への適切な対処、並びにテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組を進めてきた。</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りには当たっては、武力攻撃が発生した極限ともいえるべき状況における我が国の対応を定めた武力攻撃事態対処法の整備が不可欠であるところ、同法に関連して必要とされる条約を適切に締結・実施することが求められている。また、日朝・日露関係における戦後未解決のまま残されているものを始めとする諸問題を解決し、日本の周辺諸国と安定した関係を築くことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。</p> <p>(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。</p>
<p>目的達成のための考 え方</p>	<p>(1) 政策目的(1)について</p> <p>武力攻撃事態対処法案関連条約の締結・実施は、我が国の存立を確保するための国際法上の基盤を構築するものであり、我が国国民の生命及び最低限の安全を守るための大前提として必要かつ不可欠である。また、近年の国際社会における内戦・内乱等の増大という状況に対応するため、国際人道法に関連する諸条約の締結・実施に取り組むことは、日本を含む国際社会の平和と安定に資する重要な課題である。</p> <p>北朝鮮、ロシアとの間に存在する諸問題を適切な形で解決し我が国を取り巻く国際環境の安定を図ることは、我が国の国民の生命及び最低限の安全の確保に加え、我が国の一層の安全の確保及び我が国の繁栄のため緊急かつ重要な課題である。</p> <p>(2) 政策目的(2)について</p> <p>テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施により、我が国におけるこれらの行為への対策を強化するとともに、これらの行為を犯した者が起訴及び処罰を免れられないような国際的な法的枠組みの構築に寄与することは、我が国における国民の安全を向上させるのみならず、国際社会全体としてテロや大量破壊兵器拡散の可能性を低減させることを通じて、これらに関する国際社会の不安定要因の除去に資することとなる。</p>
<p>外部要因</p>	<p>これらの施策は、いずれも、条約その他の国際約束の締結並びに条約その他の国際約束及び確立</p>

された国際法規の解釈及び実施を所掌する外務省が一元的に行うものであるが、その際、関係する他府省庁と調整・連携を行うことが必要である。また、国際約束の作成交渉については、その時点における相手国政府の政策や国際情勢全般によりその進捗いかんが大きく左右され、その結果、年によって締結まで至る国際約束の本数も変動することとなる。

投入資源

予算	平成15年度	平成16年度
	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5までの全業務を含む。)	84.0 (同左)

(注) 本省分予算 単位：百万円

人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度
	32	30

(注) 本省分職員数 単位：人

政策の評価

【目標達成に照らしての評価の切り口】

- ・我が国外交安全保障の基盤的枠組みの現状
- ・テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去の進展状況。

【政策の目的達成状況】

(1) 政策目的(1)について

武力攻撃事態対処法が整備されるとともにこれに関連する条約を我が国が締結したこと、及び日朝間の諸問題や日露平和条約に向けた交渉へ適切に対処したことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に極めて大きく寄与するものである。具体的には、例えば、以下のような成果が得られた。

- (イ) 平成16年の第159回通常国会において承認を得た上で、改正日米物品役務相互提供協定(改正ACSA)が締結されたことで、武力攻撃事態等において、自衛隊と米軍との間で物品・役務を相互に円滑に提供することが可能となり、日米両国による我が国防衛をより確実なものとするに役立った。
- (ロ) 同じく、第159回通常国会において承認を得た上で、我が国が国際的な武力紛争下での捕虜や文民の保護を定めた国際人道法であるジュネーブ諸条約の内容を補完、拡充するジュネーブ諸条約第一追加議定書を締結したことで、将来、万が一、同議定書締結国が我が国を武力攻撃するに当たっては、同議定書上の人道的な義務を負うこととなり、国民の安全の確保に資することとなった。

(2) 政策目的(2)について

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施を進めることは、国際社会の不安定要因の除去に極めて大きく寄与するものである。具体的には、例えば、以下のような成果が得られた。

- (イ) 捜査、訴追その他の刑事手続についての日米間での共助が一層実効的に行われることとなるよう、日米刑事共助条約の締結につき、平成16年の第159回通常国会において承認を得た(今後、米側の国内手続を了した後、速やかに締結手続を完了させることとしている。)
- (ロ) サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するため、違法なアクセス等コンピューターに関連して行われる一定の行為の犯罪化、国際協力の諸手続を定めるサイバー犯罪条約の締結につき、第159回通常国会において承認を得た(今後、同条約の国内実施法の成立・施行後速やかに、締結手続を完了させることとしている。)

【目的と手段の関係の適切性】

以下のとおり、政策の目的とそのためにとられた手段との関係は、適切であったと考える。

- (1) 武力攻撃事態対処法案に関連して必要とされる関係条約(改正ACSA及びジュネーブ諸条約第1・第2追加議定書)の締結・実施は、極限的な状況とも言い得る武力攻撃事態における我が国の対応につきあらかじめ法的枠組みを整備し、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り

	<p>献するものである。また、日朝間の諸問題、日露間の領土問題等戦後未解決のまま残されているものを始めとする諸問題を解決することなしに、我が国を取り巻く国際環境の安定化を図ることは困難であるところ、これらは我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに当たって不可欠なものである。</p> <p>(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、平成12年以降、国際組織犯罪防止条約及びその3つの補足議定書の採択、包括テロ防止条約等のテロ防止関連条約の作成・改正交渉等に向けた国際社会の取組が強化されていることから分かつとおり、条約の締結・実施を通じて国際的な法的枠組みを構築することが不安定要因の除去にとって不可欠であることは、国際社会において強く認識されているところである。</p>								
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) 平成17年度においても、引き続き、日朝間の諸問題及び日露平和条約に向けた交渉への積極的な取組が求められる。</p> <p>(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散については、包括テロ防止条約、核物質防護条約改正、日韓刑事共助条約等の交渉妥結に向けて我が国の貢献を強化するとともに、核テロ防止条約といった交渉が既に妥結した条約につき、我が国としても締結に向けた準備を進めていくことが課題となる。</p>								
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】 政策目的 及び につき、引き続き対応していく必要がある。特に、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散の分野では、作成・改正交渉中のテロ防止関連条約が今後交渉妥結に向かっていくことが見込まれるところ、これらの条約の締結に向け必要な業務量が増大する可能性があり、業務を拡大する必要がある。</p> <p>【事務事業の扱い】 国際人道法に関連する諸条約等の武力攻撃事態対処法案に関連して必要とされる関係条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 今のまま継続 戦後残された課題である日朝国交正常化交渉、日露平和条約交渉に適切に対処（法的な検討及び助言を含む。） 拡充強化 テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 拡充強化</p>								
	<p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" data-bbox="378 1294 1417 1375"> <tr> <td></td> <td style="text-align:center">概算要求</td> <td style="text-align:center">機構要求</td> <td style="text-align:center">定員要求</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針			
	概算要求	機構要求	定員要求						
反映方針									
<p>第三者の意見</p>	<p>京都大学 浅田 正彦 教授</p> <p>(1) 同時多発テロ事件以後の国際安全保障環境の急激な変化と、近年のわが国周辺における安全保障関連の事件の続発・展開は、これまでになく積極的な外交上の対応を迫っている。そのような中で、長らく懸案となってきた武力紛争関連の一般条約が締結され、また、改正ACSAの締結により、武力攻撃事態における日米間の物品役務面での協力の法的基礎が整備された。とりわけジュネーヴ諸条約に追加される二つの議定書については、そこに規定される規則が慣習法化しつつあることもあって、早期の締結が望まれてきたのであり、その締結は高く評価できる。また、テロ防止や刑事共助にかかわる条約の締結も着実に進んでおり、総じて自己評価の内容は妥当である。</p> <p>(2) 今後の課題としては、核テロ防止条約をはじめとする新規に作成された条約について、その締結に向けた検討を補助すべく、その内容の法的な精査を積極的に行うことが重要である。また、すでに締結した条約についても、その実施に当たって法的問題が惹起されることが少なくなく、それらに関する適切な助言を行うことが重要である。さらに、わが国の国益と国際公益の双方を反映させた条約や取り決めの作成という観点からは、シージャック防止条約の改正をはじめとする大量破壊兵器関連・テロ関連の条約や取り決めの交渉に当たって、関係部局と緊密な連携を図りながら、法的な観点からの適切な助言をより一層積極的に行っていくことが必要である。</p>								

	<p>(3) 日朝国交正常化および日露平和条約の締結は、最後に残された戦後処理関連条約の締結という意味で、歴史的にも重要性を有する課題であるが、これらについては二国間関係の全般的な状況のみならず、地域情勢や世界情勢からも影響を受けることがあるため、総合的な観点からの戦略を必要とする。そのような意味で、これらの課題については、関連部局との連携を図りながら、法的な側面から適切な解決が図られるよう積極的に関与していくことが望まれる。</p> <p>法政大学 廣瀬 克哉 教授（外務省政策評価アドバイザー・グループメンバー） 評価の枠組をよく活用し、効果的に評価が行われている。</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治・安全保障分野における国際約束は、わが国の平和と安全に直接関わるものであり、政策目的達成に向けた具体的成果があげられる。 ・ 評価においては政策目的に沿った実績が具体的に説明されており、分析も概ね妥当である。第三者のコメントを求め、評価の信頼性を高めている。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当である。 ・ 17年度の重点外交政策である。 ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	国際人道法に関連する諸条約等の武力攻撃事態対処法案に関連して必要とされる関係条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組	
施策内容及び必要性	平成16年は、改正日米物品役務相互提供協定（改正ACSA）及びジュネーブ諸条約第1・第2追加議定書の締結を行った。これは、我が国が武力攻撃事態対処法を整備するに当たって必要なものである。	
具体的成果（有効性）	<p>（1）平成16年の第159回通常国会において承認を得た上で、改正日米物品役務相互提供協定（ACSA）が締結されたことで、武力攻撃事態等において、自衛隊と米軍との間で物品・役務を相互に円滑に提供することが可能となり、日米両国による我が国防衛をより確実なものとするに役立った。</p> <p>（2）同じく、第159回通常国会において承認を得た上で、我が国が国際的な武力紛争下での捕虜や文民の保護を定めた国際人道法であるジュネーブ諸条約の内容を補完、拡充するジュネーブ諸条約第一追加議定書を締結したことで、将来、万が一、同議定書締結国が我が国を武力攻撃するような事態に当たっては、同議定書上の人道的な義務を負うこととなり、国民の安全の確保に資することとなった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：武力攻撃事態対処法の関連条約の適切な実施の確保）</p>
	理由	武力攻撃事態対処法に関連して必要とされるジュネーブ諸条約第1・第2追加議定書や改正ACSAの締結は了したところではあるが、引き続き、これらの適切な実施を確保するとともに、ハーグ文化財保護条約を早期に締結する必要があるため。

事務事業の評価

事務事業名	戦後残された課題である日朝国交正常化交渉、日露平和条約交渉に適切に対処（法的な検討及び助言を含む）	
事業内容及び必要性	平成16年度は、引き続き、日朝間の諸問題や日露平和条約に向けた取組を行った。これは我が国を取り巻く国際環境の安定を図り、我が国において一層の安全や我が国の繁栄を確保する上で必要である。	
具体的成果	北朝鮮の核開発問題をめぐり、日朝国交正常化交渉自体は開催されなかったが、国交正常化のために不可欠な核・ミサイル問題、拉致問題等の解決のための取組において法的な検討及び助言を行っている。また、日露平和条約に向けた交渉についても、平成15年1月の小泉総理の訪露の際に採択された日露行動計画を踏まえ交渉が続けられている。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：より積極的に取組を行う）</p>
	理由	日朝国交正常化を始めとする日朝間の諸問題の解決及び日露平和条約締結の実現が、我が国の外交安全保障にとって益々重要な意味を有するようになってきているため。

事務事業の評価

事務事業名	テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組	
事業内容及び必要性	平成16年度は、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の交渉への参加及び妥結した条約につき締結に向けた作業を行った。こうした条約の作成交渉に当たっては、より一層我が国の利害を反映させるとともに、未だ締結していない国際約束の締結を鋭意進めていく必要がある。	
具体的成果	<p>平成16年度においては、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などに関連する条約として、以下のような成果が得られた。</p> <p>(1) 捜査、訴追その他の刑事手続についての日米間での共助が一層実効的に行われることとなるよう、日米刑事共助条約の締結につき、平成16年の第159回通常国会において承認を得た（今後、米側の国内手続を了した後、速やかに締結手続を完了させることとしている。）</p> <p>(2) サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するため、違法なアクセス等コンピューターに関連して行われる一定の行為の犯罪化、国際協力の諸手続きを定めるサイバー犯罪条約の締結につき、第159回通常国会において承認を得た（今後、同条約の国内実施法の成立・施行後速やかに、締結手続を完了させることとしている。）</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 廃止・中止</p> <p>（具体的対応方針：引き続き関係条約の交渉への積極的関与を行うとともに、締結に向けた作業を進める。）</p>
	理由等	テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散の分野では、作成・改正交渉中のテロ防止関連条約が今後交渉妥結に向かっていくことが見込まれるところ、これらの条約の締結に向け必要な業務量が増大する可能性があり、業務を拡大する必要性が見込まれる。

【参考資料】

「国会へ提出した条約」（外務省ホームページ）

「有事法制」「テロ対策」「国際法規範の形成に向けた取組」（外交青書平成17年度版）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

12 - 4 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

政策所管局課（室） 経済社会条約官

評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 (2) 国民生活に影響を与える様々な分野での国際的ルール作りへの参画や日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>政策の目的(1)について</p> <p>【背景・概要】</p> <p>中国の世界貿易機関(WTO)加盟に象徴される国際経済秩序の構造的な変化の中で、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を始めとする多角的自由貿易規則を一層強化・整備するためWTOの新ラウンド交渉が進展していると同時に、自由貿易協定(FTA)の構築により、同ラウンド交渉の帰趨を待つことなく、二国間又は地域レベルで自由化を推進する動きが世界的に加速している。わが国の経済は貿易・投資に大きく依存しており、多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連携協定(EPA)の推進との双方により自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。</p> <p>【必要性】</p> <p>WTO新ラウンド及び自由貿易協定・経済連携協定の交渉の推進は、物品・サービスの貿易及び投資の一層の自由化を通じ、わが国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場におけるわが国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTOの紛争解決手続の帰結はわが国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、同手続におけるわが国の主張・立証は法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。</p> <p>政策の目的(2)について</p> <p>【背景・概要】</p> <p>近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、経済分野のみならず環境、人権、社会保障、科学技術、文化、保健等、国民の日常生活に直結する社会分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、わが国もこうした社会分野の国際約束の作成交渉に当たりわが国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。</p> <p>【必要性】</p> <p>環境、人権、海洋・漁業その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容をわが国の国民の利益や関心を十分に反映させたものとする事ができる。また、こうしたルール(国際約束)をわが国自身が締結・実施するとともに、国際社会全体でこのルールが実施されることによって、国際社会全体においてもわが国の国民の利益や関心に沿った取組がなされることとなる。</p> <p>更に、年金制度への加入に関する法令の適用調整について定める社会保障協定、二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定の締結、及び二国間での二重課税の回避を目的とする租税条約は、いずれも海外で活躍する日本国民及び日系企業の利益を保護・促進するために重要である。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>(1) 政策目的(1)について</p> <p>(イ) 平成13年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTOの新ラウンド交渉は、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などのWTOルールの明確化を始め、今後の交渉においては法的に複雑な論点が多数存在しており、この中でわが国の立場を実現していくためには、法的な観点からの検討・助言を行っていくことが極めて重要である。</p> <p>(ロ) WTO発足後、わが国が関係する事案も含め、WTOの紛争解決手続に付せられる事案は益々増加している。このようないわば「WTOの司法化現象」とも言い得る事態の中、わが国が当事者として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことが益々重要になってきている。</p> <p>(ハ) EPAは、物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、紛争解決等といった広範な内容を含みうるものであり、その交渉においては、法的な観点からの十分な検討・助言を行っていくことが極めて重要である。また、一本あたり膨大な量となるEPAの締結手続においては、必要な作業も膨大ではあるが、上記の政策目的に鑑みて</p>

	<p>積極的に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 政策目的(2)について</p> <p>(イ)「政策の概要」の項に述べたこれら分野の条約は、一旦作成されれば直ちに国際標準を形成し、わが国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。この他、海洋に面し世界有数の漁業国たるわが国にとって、日々の海洋・漁業関係での国際的な動きに我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。このため、わが国の立場を交渉段階から積極的に主張していくことが極めて重要であり、特に、法的な観点からの検討・助言が必要である。</p> <p>(ロ) 海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくため、特に、これら活動のための法的基盤を提供することが重要である。例えば社会保障協定や投資協定、租税条約といった国際約束は、このような法的基盤を提供するものであって、その作成・締結を更に促進していく必要がある。</p> <p>(3) 政策目的(1)及び(2)について</p> <p>以上のような政策の具体的施策はいずれも、私人たる国民との関係だけでなく、他の国との関係や国際社会全体の安定及び繁栄も考慮に入れつつ、国際約束という国際法上の枠組みを設定することによって実現されるものである。これらは、他の国及び国際社会全体との関係を所掌し、かつ、国際約束の締結並びに国際法全体の解釈及び実施について責任を有する外務省が、関係する他府省と調整・連携しつつ、一元的に締結・実施業務に当たる必要がある。</p>												
<p>外部要因</p>	<p>(1) 多数国間交渉における不確実性</p> <p>多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に言って、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉結果の行方を予測することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、わが国の立場に反する条約が成立してしまい、結果としてわが国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。</p> <p>(2) 紛争解決手続における不確実性</p> <p>司法化が進むWTO紛争解決手続における結論は、最終的には第三者たるパネリスト又は上級委員会委員により下されるものであるため、わが国が当事者となる紛争においても、最終的にわが国に有利な裁定が下されるかは予測を許さない。</p> <p>(3) 二国間交渉における不確実性</p> <p>二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものである。他方、異なる二つの主権国家間である以上、互いの主張が完全に一致することは殆どあり得ず、必然的に双方が互いに妥協しながら一つの国際約束を作成することが必要になる。他方、互いに妥協ができない問題も当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。</p>												
<p>投入資源</p>	<table border="1" data-bbox="459 1384 1401 1536"> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>予算</td> <td>74.5 (同額は評価シート12-1から12-5までの全業務を含む。)</td> <td>84.0 (同左)</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="459 1574 1401 1653"> <tr> <td>人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27</td> <td>29</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p>		平成15年度	平成16年度	予算	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5までの全業務を含む。)	84.0 (同左)	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度		27	29
	平成15年度	平成16年度											
予算	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5までの全業務を含む。)	84.0 (同左)											
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度											
	27	29											
<p>政策の評価</p> <p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多角的自由貿易体制の強化のためにどのような努力を行ったか。また、自由貿易・経済連携を具体的にどのように推進したか。 国民に影響を与える分野でのルール作りに参画した事例及びその成果。日本国民・企業の海外における利益の保護・促進を図った具体例及びその成果。 <hr/> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化：平成13年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTO新ラウンド交渉は、平成16年7月のいわゆる「枠組み合意」によって進展を見せた。しかし、未だに、これまでの国際約束の改正等の具体的な成果は得られていない。</p> <p>(2) 自由貿易・経済連携の促進：平成16年9月にメキシコとの間で経済連携協定を署名し、その後の国会承認を経て、平成17年4月1日より協定が発効した。また、平成16年11月には、フィリピンとの</p>												

	<p>間での経済連携につき、大筋合意に達した。平成16年度においては、タイ、マレーシア及び韓国との間で交渉を進めてきたが、平成17年度に入り、ASEAN全体との間での交渉を開始した。他方、これらの進展に伴い、必要な作業が多大なものとなりつつある。</p> <p>(3) 国民に影響を与える分野でのルール作り：わが国は、国際機関の場において多数国間交渉の形で行われる国際的ルール作りに積極的に参画してきており、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結を進めてきている。かかる分野での国際約束につき、平成16年度には国会承認条約だけでも10本の条約を締結した。また、平成17年の第162回通常国会には4本の条約を提出している（注：下記の具体的施策の項参照）</p> <p>(4) 日本国民・企業の海外における利益の保護・促進：わが国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するため、積極的に二国間協定のための交渉を行ってきている。かかる二国間協定につき、平成16年度には国会承認条約だけでも6本の条約を締結しており（前述の日・メキシコ経済連携協定を含む。）また、平成17年の第162回通常国会には2本の条約を提出している（注：下記の具体的施策の項参照）。更に、それぞれの分野での協定作成交渉は具体的進捗を見せている。</p>								
<p>【目的と手段の關係の適切性】</p>	<p>国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠である。よって、わが国にとり望ましい国際法上の枠組み作成に取り組んでいく上では、現在の政策手段は適切である。</p> <p>作成された国際約束については、わが国にとり締結の意義があるものについては、速やかに締結手続をとることが望ましい。よって、わが国の憲法・国内法が要求する適切な手続に従いつつ、できる限り国際約束の締結を進めていくとの現在の政策手段は適切である。</p> <p>分析</p> <p>(1) WTOの場における多角的自由貿易体制の強化については、これまでのところ具体的な成果に乏しいが、外部要因が多数存在する多数国間交渉特有の事情もあり、やむを得ないものと考えられる。わが国としては、引き続き交渉の進展のために努力していくためには、体制強化が不可欠である。</p> <p>(2) 自由貿易・経済連携への取組のための作業が多大なものとなっており、これが更に増加すれば、他の具体的施策への圧迫となると思われる。</p>								
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) 自由貿易・経済連携への取組の促進に伴い、いわゆるFTA/EPAが量的に膨大なものであるため、作業量も甚大なものになってきている。FTA/EPAの締結が更に進展すれば、現状のままの体制では、対応に難を生じる恐れがあり、自由貿易・経済連携への取組を拡充していく必要がある。</p> <p>(2) 国際約束作成に当たっては、上記のとおり、外部要因が働く要素が大きい。したがって、外部要因から来るリスクを軽減するため、交渉に参加する他国の立場への理解を更に深め、働きかけを強めることが有益である。このため、他の交渉参加国との意見交換を深め、情報収集等を通じて他国の立場の背景事情を熟知し、その上で働きかけを強める必要がある。</p>								
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>政策目的 及び につき、引き続き対応していく必要がある。特に、自由貿易・経済連携への取組につき、業務量増大への対応のため、業務を拡充していく必要がある。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>WTO 新ラウンド交渉の成功にむけて最大限の努力を払う。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際し、法的な検討及び助言を行う。 今のまま継続</p> <p>東アジア諸国及びメキシコとの自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） 拡充強化</p> <p>環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 今のまま継続</p> <p>社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。） 今のまま継続</p> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" data-bbox="395 1870 1433 1948"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針			
	概算要求	機構要求	定員要求						
反映方針									
<p>第三者の意見</p>	<p>東京大学 岩澤 雄司 教授</p> <p>経済社会条約官室は多様な事業に取り組んでいる部署である。WTO新ラウンド交渉へ対応、WTO紛</p>								

	<p>争解決手続における法的主張の検討、自由貿易協定の交渉・締結、環境・人権など社会経済分野での国際ルール作りへの取組、社会保障・投資・租税など経済活動をめぐる二国間協定の締結・実施などである。いずれも重要な事業であるが、とりわけ自由貿易協定に関する業務は、作業量が膨大で、きわめて多くの人的・財政的資源を必要とすると認められる。この数年で投入資源（予算及び職員数）は増えているが、その大部分はこの業務に割かれていると想像される。それでも当室が自由貿易協定の交渉・締結事業の拡充強化を志向しているのは、社会的情勢からいって妥当と評価でき、そのためにさらなる資源投入の必要性も検討されてしかるべきと思われる。自己評価の内容は、おおむね適切と認められる。</p> <p>法政大学 廣瀬 克哉 教授（外務省政策評価アドバイザー・グループメンバー） 評価の枠組をよく活用し、効果的に評価が行われている。</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済・社会分野における国際約束は、わが国の繁栄や国民生活に直接的な影響を与えるものであり、経済連携協定の締結に向けた取組を始め、政策目的達成に向けた具体的な成果があげられている。 ・ 評価においては政策目的に沿った実績が具体的に説明されており、分析も概ね妥当である。第三者のコメントを求め、評価の信頼性を高めている。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当である。 ・ 17年度の重点外交政策である。 ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	WTO新ラウンド交渉の成功に向けて最大限の努力を払う。また、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際し、法的な検討及び助言を行う。	
施策の内容及び必要性	<p>(1) 平成13年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTOの新ラウンド交渉は、平成16年7月のいわゆる「枠組み合意」によって進展を見せたものの、今後の交渉妥結に向けて依然として課題は山積しており、現時点で既存の国際約束の改正等の具体的な成果は得られていない。今回の交渉においては、農業、漁業補助金アンチ・ダンピング、貿易円滑化などのWTOルールの明確化をはじめとする論点が交渉対象となっており、これらの新しい問題が農業交渉、非農産品市場アクセス交渉、サービス交渉等の自由化に向けた交渉分野と絡み合っており、全体として極めて複雑な交渉となっている。このため、交渉全体の成功のために努力し、更にその中でわが国の立場を実現していくためには、法的な観点からの検討・助言を行っていくことが極めて重要である。</p> <p>(2) WTOの紛争解決手続制度は、G A T T時代に比べ、加盟国によって積極的に利用されており、1995年1月のWTO設立以来、2004年12月末までに324件（協議要請件数）の紛争案件がWTOの紛争解決手続に持ち込まれている（1948年～1994年のG A T Tの下では314件）。その中にはわが国が提訴したり、提訴されたりする事案も多い。このようないわば「WTOの司法化現象」とも言い得る事態の中、わが国が当事国として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことが益々重要になってきている。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) WTO新ラウンド交渉については、平成16（2004）年7月のいわゆる「枠組み合意」によって進展を見せた。しかし、未だに、これまでの国際約束の改正等の具体的な成果は得られていない。</p> <p>(2) 紛争解決手続に関しては、「日本ののり輸入割当制度」（韓国が提訴）、「米国のゼロイング及びサンセットレビュー」（わが国提訴）及び「日本の植物検疫措置（りんご火傷病）」（米国が提訴）等の種々の事案について、わが国が当事国として行う主張・立証を行うに当たり、法的な観点から検討・助言を行った。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：引き続き、WTOの新ラウンド交渉及び紛争解決手続において、法的な検討・助言を十分に行っていく必要がある。）</p>
	理由	<p>(1) WTOの新ラウンド交渉については、現在、わが国を始めとするWTO各加盟国が早期の交渉妥結を目指して努力しているところである。かかる中で法的な検討・助言は引き続き重要である。</p> <p>(2) 紛争解決手続については、わが国を当事国とするいくつかの案件につき継続して審議がなされ、新規案件も発生している。よって、わが国が当事者として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことが引き続き必要である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	東アジア諸国及びメキシコとの自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその実施（法的な検討及び助言を含む。）	
事業内容及び必要性	<p>(1) WTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとして、WTOで実現できる範囲を超えた或いはWTOでは取り扱われていない分野における連携を強化する手段として、EPA / FTAを推進する意義は大きい。</p> <p>(2) また、EPAは、東アジア共同体の構築に向けた重要な機能的協力の一つであり、政治・外交戦略上、日本にとって有益な国際環境を形成することに資するものであるため、その実現のため、双方にとり有益な質の高い協定を目指す必要がある。だからこそ、EPAは、物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、紛争解決等といった広範な内容を含むものであり、その交渉においても必然的に法的な観点からの十分な検討・助言を必要とする。</p> <p>(3) このような広範な内容を含むEPAにおいては、テキストの分量は膨大なものとなる。その中で誤りなきよう法的整合性と統一性を確保し、平仄を整えた上で国会承認から協定発効までの手続（締結手続）を完了させるためには、通常の条約締結に比しても多くの労力を必要とする。このため、十分な体制を整える必要がある。</p>	
具体的成果	<p>(1) メキシコとのEPA締結：平成16年9月17日にメキシコとの間で署名が行われ、その後の国会承認を経て、平成17年4月1日にメキシコとの間のEPAが発効した。その間、条文交渉、国内実施体制の確保、署名手続、国会への提出、国会審議、発効手続等において、法的な検討・助言を始め、適切に作業を進めた。</p> <p>(2) フィリピンとのEPAにおける大筋合意：平成16年11月29日、日・フィリピンEPAの主要点について大筋合意に達したことが確認された。その後、具体的な条文交渉が行われており、その中において法的な観点からの貢献を積極的に行っている。</p> <p>(3) その他東アジア諸国との間での交渉の進展：その他にも現在、タイ、マレーシア、韓国及びASEAN全体との間での交渉が行われており、かかる交渉の進展のために法的な検討・助言を積極的に行っている。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：EPAの交渉・締結・実施については、これまでも法的な観点からの検討・助言を行ってきたが、対象となるEPAの数が増えるに際しても十分に対応する。)</p>
	理由	<p>平成16年度においては、日・メキシコEPAの作成・締結に全力を挙げるとともに、その他東アジア諸国との間でのEPA推進に努力してきた。平成17年度については、日・メキシコEPAの実施及びこれまでEPA交渉を行ってきた各国と間での最終妥結を目指して努力するとともに、加えて、平成17年4月より立ち上がったASEAN全体との交渉、更にはインドネシアとの間でのEPAの可能性の検討に向け、必要な作業を拡充強化させる必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組	
事業内容及び必要性	<p>(1) グローバル化の進展とともに、環境、人権、保健、文化、海事、漁業その他新しい分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作りが活発化し、また、その適切な実施が重要になっている。（例：京都議定書の国内実施；障害者権利条約作成交渉；たばこ規制枠組み条約の国内実施；文化多様性条約作成交渉；アンチドーピング条約作成交渉；国際海事機関における各種取組み；漁業分野での関係条約締結についての検討）</p> <p>(2) これらにおいて、交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討・助言は不可欠である。</p>	
具体的成果	<p>(1) 平成16年度は、上記の分野において、以下の条約を締結した。</p> <p>(イ) 人権の分野の国際約束：「児童売買等に関する児童の権利条約選択議定書」及び「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」</p> <p>(ロ) 環境の分野の国際約束：「有害化学物質等の輸出入の事前同意手続に関するロッテルダム条約」、「船舶汚染防止国際条約1997年議定書」及び「油汚染損害補償国際基金設立条約2003年議定書」</p> <p>(ハ) その他の経済・社会分野の国際約束：「地中海漁業一般委員会協定改正」、「無形文化遺産保護条約」、「国際電気通信連合憲章及び条約改正」、「たばこ規制枠組み条約」及び「欧州復興開発銀行設立協定改正」</p> <p>(2) 平成17年の第162回通常国会には、以下の条約の締結について承認を求めている。</p> <p>(イ) 海洋・漁業分野の国際約束：「国際海上交通簡易化条約」、「海事債権責任制限条約1996年議定書」及び「中西部太平洋まぐろ類条約」</p> <p>(ロ) その他の経済・社会分野の国際約束：「石綿の使用における安全に関する条約」</p> <p>(3) その他、個別の条約作成交渉において、必要に応じて国際法局よりの法律専門家を交渉代表団に加え、法的な観点からの検討・助言を行っている。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：環境、人権等社会分野での様々な国際的ルール作りへの積極的参画に際し、法的な検討・助言を行い、わが国として締結する意義があると認められる国際約束については速やかな締結を目指す。)</p>
	理由	<p>これら新しい分野における国際約束作成の動きは、新しい現実に適用しようとする国際社会の努力を示すものであるため、そのような現実に直面するわが国国民の利益に直結するものである。かかる動きに積極的に関与し、わが国国民の利益や関心を十分に反映させる必要がある。また、こうしたルールが国際社会全体で実施され、わが国自身も締結・実施することによって、国際社会全体においてもわが国の国民の利益や関心に沿った取組がなされることとなる。</p>

事務事業の評価

事務事業名	社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）	
事業の内容及び必要性	<p>(1) 国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存は益々高まっており、わが国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。</p> <p>(2) 例えば、(イ)経済発展等に伴う人的交流の活発化により大きな問題となっている年金制度への二重加入等の問題につき解決を図る社会保障協定、(ロ)わが国の国民や企業が海外において経済活動を行う際に生じる二重課税の問題の解決や課税関係の明確化を図る租税条約、(ハ)わが国の国民や企業が行う投資の保護を法的に確保することを図る投資協定、(ニ)国際的な人的交流の増大を踏まえ、航空運送需要を満たすための法的基盤となる二国間航空協定、等々の分野において、今後とも取組を推進していく必要がある。</p>	
具体的成果	<p>(1) 平成16年度においては、上記の分野において、以下の条約を締結した。</p> <p>(イ) 社会保障協定：「日・米社会保障協定」及び「日・韓社会保障協定」</p> <p>(ロ) 租税条約：「日・米租税条約」</p> <p>(ハ) 投資協定：「日・ベトナム投資協定」及び日・メキシコEPAにおける投資の章</p> <p>(ニ) 航空協定：「日・ウズベキスタン航空協定」</p> <p>(2) 平成17年の第162回通常国会には、以下の条約の締結について承認を求めている。</p> <p>(イ) 社会保障協定：「日・ベルギー社会保障協定」及び「日・仏社会保障協定」</p> <p>(3) この他に現在、下記の国との間で協定締結交渉を行っているところである。</p> <p>(イ) 社会保障協定：カナダ（この他、豪州及びオランダと情報・意見交換会を実施。）</p> <p>(ロ) 租税条約：オランダ、イギリス及びインド（更に、フィリピンとの間で準備中。）</p> <p>(ハ) 投資協定：各EPAに「投資の章」を取り入れていく方向で交渉。</p> <p>(ニ) 航空協定：ロシアとの間では依然として日ソ航空協定を基に航空業務の運用がなされているところ、現在、日露間で新航空協定につき交渉中。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：わが国の国民や企業が海外で行う経済活動の保護・促進に資する国際約束の交渉を促進し、速やかな締結を目指す。）</p>
	理由	<p>国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存は益々高まっており、わが国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。</p>

【参考資料】

外務省ホームページ

外交青書（平成16年度版及び平成17年度版）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

12 - 5 国内・国外・国際裁判への対応

政策所管局課（室） 国際法課
評価年月日 平成17年4月

政策の目的	国内外の各種裁判におけるわが国の国際法解釈を示すことによる、国益の確保													
政策の背景・概要と必要性	<p>【背景】</p> <p>現在、国内外において、わが国政府に対して提起されている各種の裁判が存在している。特に、戦後処理に関しては、わが国はサンフランシスコ平和条約や二国間の平和条約等、戦後処理関連条約に則り誠実に対応してきているところであるが、各国において関連する訴訟が提起されている。</p> <p>【概要】</p> <p>戦後処理に関連する訴訟に際しては、国際法に関する国側の見解をまとめる等の対応を行っている。また、それ以外の個別の訴訟においては、主権免除（国家が他国の裁判所において被告として裁かれることがないとの原則）の問題や、外交官の特権免除等の国際法上の観点を踏まえた助言を行っている。さらには、わが国の私人（法人を含む）に対して提起されている訴訟についても、訴訟の帰趨がわが国の立場を損なうおそれがあるような場合には、意見書を提出し、わが国の法的な見解を示している。</p> <p>【必要性】</p> <p>わが国を当事者とする訴訟については、政府としての条約の解釈や国際法に対する認識を適時適切に表明する必要があることは論を俟たない。また、海外におけるわが国の私人に対する訴訟についても、その帰趨がわが国の立場を損なうおそれがあるものについては、適時適切に対応する必要がある。</p>													
目的達成のための考え方	<p>国内外の各種裁判におけるわが国の国際法解釈を示すことによって国益を確保していくために、わが国の国際法上の解釈に関する準備書面や意見書を提出したり、裁判地国政府をはじめとする関係国政府と意見交換を行ったりすることが必要である。また、わが国が関係する国際裁判が生じた際には、わが国代表団の弁論内容を統括するとともに、事前調査や法廷での弁論を実施していく必要がある。</p>													
外部要因	<p>(1) 裁判においては双方の当事者の主張を第三者である裁判所が判断するため、我が国の主張が国際法上の根拠に基づくことを適切に示した場合にも、事案の内容や相手の主張の法的根拠によっては我が国の立場を反映した判決が出ない可能性がある。したがって判決の内容が我が国の立場を反映したものになっているかどうかという観点から政策の成果を計ることにには限界がある。</p> <p>(2) なお、既に関起った訴訟について法的側面から適時適切な対応をとるべきことは論を俟たないが、司法判断を経ずに問題を解決した場合であっても、その過程で法的分析や検討が必要となることも少なくない。したがって、解決までに行われた個々の案件の法的側面からの検討、分析及びそれらに基づいて行われた法的助言、見解の表明等が重要であるが、これら個別の活動の成果を特定して評価を下すことは困難である。</p>													
投入資源	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">平成15年度</td> <td style="text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予算</td> <td style="text-align: center;">74.5 (同額は評価シート12-1から12-5 までの全業務を含む。)</td> <td style="text-align: center;">84.0 (同左)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">平成15年度</td> <td style="text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注) 本省分職員数 単位：人</p>			平成15年度	平成16年度	予算	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5 までの全業務を含む。)	84.0 (同左)		平成15年度	平成16年度	人的投入資源 (定員ベース)	6.0	6.0
	平成15年度	平成16年度												
予算	74.5 (同額は評価シート12-1から12-5 までの全業務を含む。)	84.0 (同左)												
	平成15年度	平成16年度												
人的投入資源 (定員ベース)	6.0	6.0												
政策の評価	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の各種裁判において国際法の解釈を示すことによってわが国の国益の確保に貢献しているか。 													

**【政策の目的達成
状況】**

(1) 戦後処理に関連する裁判に関しては、平成 16 年度に言い渡された判決につき、概ね、わが国政府の立場に沿った判決が出され、政府として、戦後処理に関連するわが国が締結した条約及び確立した国際法規を誠実に履行することができた。

特に、いわゆる中国人慰安婦二次訴訟における平成 17 年 3 月 18 日の東京高等裁判所の判決は、原告らによる控訴をいずれも棄却するとともに、個人の請求権の問題を含め、先の大戦に係る日中間の請求権の問題は、昭和 45 年（1972）の日中共同声明発出後、存在していないことに関する政府の立場を明確に認めた初めての判決となった。また、いわゆる中国人慰安婦一次訴訟における平成 16 年 12 月 15 日の東京高等裁判所の判決では、国側が勝訴した。

(2) わが国国内においても、わが国に駐在する外国大使館・総領事館の職員に対し事情聴取などを求められる事例が多発しており、また、わが国の捜査機関からの捜査関係事項照会に対して、関連する国際法上の観点から法的見解を示した。その後、裁判に至った事案においては、これらの法的見解を踏まえた判決が出された。

在京スリランカ大使館日本人職員が、非公式に来日していた同国政府の閣僚を大使館の指示で自分の車に乗せ、同閣僚を降ろした直後の帰路において、人身事故を起こした事件の判決では、被告人たる日本人職員の本件行為が、派遣国の「公務の遂行として」行われた行為に当たらない旨判示された。引き続き、関連する条約等の解釈を適切に示し、わが国が締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守する努力を続けていく必要がある。

(3) 外国裁判所において元現地職員等からわが国を相手取った訴訟が提起された際には、複数の事例において、案件の生じた国の裁判の進行において、政府として主権免除や外交・領事関係をはじめとする各種の国際法規を適切に活用し、確立された国際法規を誠実に遵守しつつ国益を確保することができた。

例えば、イタリアにおいて、わが方大使館の元執事が有期雇用契約期間中の解雇の無効確認及び全期間の賃金及び退職金の支払いを求めた裁判では、平成 17 年 2 月 1 日、ローマ地裁は「裁判管轄権欠如の宣告」を行ってわが方勝訴の判決が下し、国家は他国の裁判所において被告として裁かれることがない（主権免除の原則）とのわが国政府の立場を認めた判決が下された。

(4) さらに、わが国の私人（法人を含む）に対して提起されている訴訟であり、その帰趨がわが国の立場を損なうおそれがあるような場合には、意見書を提出し、わが国の法的な見解を示した。例えば、米国においては、米国外の原告が米国連邦裁判所において日本企業等に対する損害賠償を求めて提訴した反トラスト訴訟である、いわゆるエンバグラン訴訟において、わが国は、被告の日本企業を支援するため、本件訴訟について米国連邦裁判所の裁判管轄権が認められるべきではない旨の意見書（アマカス・ブリーフ）を提出した。

(5) また、裁判関係国との意見交換としては、2000 年 9 月に W T O 協定違反が確定した米国の 1916 年 A D 法について、米国議会では同法の廃止又は改正法案が成立する目途が立たない中、米国との意見交換の機会にわが国から米国に対し 1916 年 A D 法の廃止について申し入れを行った（米国における 1916 年 A D 法は平成 16 年末に廃止された）。

(6) 将来、わが国が国際裁判に関わる事態に備える観点から、有識者メンバーに「国際裁判の判例研究」とのテーマの下、国際司法裁判所（I C J）における仮保全措置・先決的抗弁といった論点について調査を依頼し、国際裁判による問題解決のために必要な主張の展開の方法や書面準備について留意すべきこと等の訴訟対応方針についての研究を行った。

**【目的と手段の関
係の適切性】**

戦後処理を始めとしてわが国及び外国の裁判所において、関連する条約等についてのわが国の国際法解釈を適切に示すことは、裁判所の理解を得て、適切な問題解決をもたらす上で有益であった。また、関係国政府との意見交換や過去の国際判例についての知見を蓄積することは、将来的に国際裁判が発生する場合にわが国の国際法解釈を示す戦略を考える上で有益であった。

分析

- (1) 他国との二国間関係において法的問題が発生した場合、あるいはある国において、わが国の権利の確保や利益を擁護する必要が生じた場合に、専ら訴訟を通じて問題を解決するのが果たして適当であるか否かについては、問題が発生した時点の二国間関係や国際情勢を踏まえ、中長期的にわが国にとっての利益となるかも勘案しつつ、判断を行う必要がある。
- (2) また現在も審議中の訴訟については、例えばわが国が提出した意見書が具体的成果を生んだか否かの評価を現時点で行うことはできず、引き続き、適時適切なわが国の法的見解の表明が、外国裁判所の理解を得て国益を確保する判決につながるか判断する必要がある。

【今後の課題】

- (1) 戦後処理に関連する裁判に関しては、新たな訴訟も提起されており、平成16年度末時点で合計28件の訴訟が係争中である。引き続きこれらの訴訟において、関連する条約等の解釈を適切に示すことで裁判所の理解を得、戦後処理に関連するわが国が締結した条約及び確立された国際法規を誠実に履行するべく努力を継続する必要がある。
- (2) また、海外で活躍する日本人がトラブルに巻き込まれるような場合に、国際法及び現地の法令に従った対応が求められる。わが国及び国民の権利や利益を保護するために、法的観点からの迅速な対処が不可欠である。
- (3) 主権免除については、わが国は従来より、国家は外国の裁判権から絶対に免除されるとの絶対免除主義の立場を維持してきているが、最近では世界的にも、国家が享有する免除の範囲を制限しようとする制限免除主義の傾向がある。わが国としてもこの制限免除主義の立場に立脚する主権免除条約(平成16年秋に国連において採択された)の審議に積極的に関わってきているが、今後、わが国が関与する外国での裁判においては、国際法の形成過程におけるこのような潮流の変化をも踏まえていかなる主張をすべきかについて検討し、法的助言を行っていく必要がある。
- (4) さらに、わが国を当事者とする国際裁判が発生する場合に備え、海洋法等の問題をはじめとして、国際法上の各論点について常に注意を払いつつ、各種国際裁判の動向を見極める等、所要の準備を行っておく必要がある。

【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)

【一般的な方針】

国内外での各種裁判には、わが国政府及びわが国私人(法人を含む)に対して提起される裁判があり、引き続き、政府としての条約の解釈や国際法に対する認識を適時的確に表明し、国益を確保していく必要がある。

また、わが国を当事者とする国際裁判が発生する場合に備え、海洋法等の問題をはじめとして、各種国際裁判の動向を見極める等、所要の準備を強化していく。

【事務事業の扱い】

国内外の裁判において、我が国の国際法上の解釈に関する準備書面、意見書の提出

今のまま継続

裁判地国政府をはじめとする関係国政府との意見交換

今のまま継続

我が国が関係する国際裁判が生じた際の我が国代表団の弁論内容の統括。また、事前調査の実施、法廷での弁論の実施

今のまま継続

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

東京大学 岩澤 雄司 教授

日本及び外国での国内裁判において日本の国際法解釈に関する書面の提出、裁判地国政府など関係国政府との意見交換、日本が関係する国際裁判が生じた場合に備えての調査の実施は、いずれも日本にとってきわめて重要な事業である。国際法に係る国内外の裁判に日本国または日本企業が当事者となる場合はかつてと比べて増えていると思われる。このような事態に国際法課の限られた人員で対応している。訴訟が増えれば、現在の体制では対応しきれなくなる可能性がある。自己評価の内容は、おおむね適切と認められる。

法政大学 廣瀬 克哉 教授(外務省政策評価アドバイザー・グループメンバー)

評価の枠組をよく活用し、効果的に評価が行われている。

評価総括組織のコメント	<ul style="list-style-type: none">・ 国内外の裁判における国際法解釈における対応は国益を踏まえて適切になされており、具体的実績もあがっている。・ 評価においては、国益の確保の事例と取組について具体的な説明がなされており、分析も概ね妥当である。 三者のコメントを求め、評価の信頼性を高めている。・ 今後の課題は明確であり、政策の方向性は概ね妥当である。
--------------------	--

事務事業の評価

事務事業名	国内外の裁判において、わが国の国際法上の解釈に関する準備書面、意見書の提出	
事業の内容及び必要性	<p>(1) わが国政府に対して提起されている戦後処理をはじめとする各種の裁判について、わが国の立場を適時に主張し国益に沿う判決が出されるよう確保することに努めるとともに、その他個別訴訟においては国際法上の観点を踏まえた助言を行った。</p> <p>(2) 先の大戦にかかる訴訟においては、わが国国内においては、新たに訴訟が提起されており、国際法上の解釈に基づく法的な反論を行うことが必要不可欠である。</p> <p>(3) さらに、海外で活躍する日本人がトラブルに巻き込まれるような場合に、国際法及び現地の法令に従った対応が求められる。そうした場合に、政府として主権免除や外交・領事関係をはじめとする各種の国際法規を適切に活用し、わが国及び国民の権利や利益を保護するため、迅速に対処することが不可欠である。</p> <p>(4) また、わが国の私人（法人を含む）に対して訴訟が提起され、その帰趨わが国の立場を損なうおそれがあるような場合に、意見書を提出し、わが国の法的な見解を示す必要がある。</p>	
具体的成果	<p>外国において我が国の私人（法人を含む）に対して提起されている訴訟（いわゆるエンパグラン訴訟）については現在も審議中であり、具体的成果を生んだか否かについて、現時点で評価を加えることはできないが、戦後処理に関する裁判では、平成16年度に言い渡された9つの訴訟につき、概ね、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に関するわが国政府の立場に沿った判決が出された。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：審議中の裁判を中心に、引き続き我が国の立場を発信していく。）</p>
	理由	<p>(1) 戦後処理に関連する裁判では、中国人慰安婦一次訴訟における東京高等裁判所の判決において、国の認識がどうであるかにかかわらず、中国国民個人が被った損害についての国に対する損害賠償請求権が日中共同声明によって放棄されたとは解しがたい旨判示されており、引き続き関連する条約等の解釈を適切に示すことで、裁判所の理解を得る努力を続けていく必要がある。</p> <p>(2) 現在、わが国或いはわが国国民（法人を含む。）が外国の国内裁判において当事者となる場合が増えており、今後とも、適切なタイミングにて国際法上の論点について、発信していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	裁判地国政府をはじめとする関係国政府との意見交換	
事業内容及び必要性	<p>海外で活躍する日本人がトラブルに巻き込まれるような場合、国際法及び現地の法令に従った対応が求められ、わが国及び国民の権利や利益を保護するために、関係国政府との協議や意見交換を通じてわが国の国際法上の解釈を示す必要がある。</p>	
具体的成果	<p>2000年9月にWTO協定違反が確定した米国の1916年AD法について、米国が同法を廃止又は改正する義務を負ったにもかかわらず米国議会において同法の廃止又は改正法案が成立する目途が立たない中、米国との意見交換の機会に、わが国から米国に対し同法の廃止について申し入れを行った（米国における1916年AD法は、平成16年末に廃止された）。</p> <p>（米国の1916年AD法とは、米国内産業に損害を与える意図等をもって、ある商品をダンピング輸入（生産国での市場価格よりも実質的に低い価格での輸入）した者に対し、罰金や懲役を科し、ダンピングの被害者に損害賠償を認めることを内容とする米国の法律）</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：わが国及び国民の権利や利益を保護するために、関係国政府との協議や意見交換を適切に継続する。）</p>
	理由	<p>国内外において各種の法的問題が生じた際に、わが国が国際法解釈を示すことによって国益を確保するためには、司法判断のみによる問題の解決を図るのではなく、裁判地国政府をはじめとする関係国政府と意見交換を事前に行うことで解決することがわが国にとっての利益となる場合もあり、引き続きこのような意見交換を実施していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	わが国が関係する国際裁判が生じた際のわが国代表団の弁論内容の統括。また、事前調査の実施、法廷での弁論の実施。				
事業内容及び必要性	<p>(1) 戦後、わが国が直面した領土及び海洋法等にかかる諸問題は、相手国による裁判管轄権受諾の可能性が薄いことや外交交渉による解決が行われていること等から、国際司法裁判所(ICJ)への提訴に至っていないが、わが国と他の国の間で相互の国益を巡る紛争を解決するために、国際裁判による解決が選択される可能性が否定されるものではない。</p> <p>(2) 国際裁判による問題の解決において、わが国が国際法を誠実に遵守していることを示しつつ、わが国の主張を説得力をもって展開し、国益を確保していくためには、同種の事案についての過去の国際裁判判例等をはじめ当該事案に関する各種の事前調査が不可欠であり、訴訟対応方針の立案、わが国が主張すべき法的主張の形成、実際の法廷での弁論に向けた各種作業等が想定されるところ、わが国の主張が裁判の過程において認められるよう、その準備に遺漏なきを期す必要がある。</p>				
具体的成果	<p>(1) 平成16年度においては、わが国が関係する国際裁判は発生しなかった。</p> <p>(2) 我が国が関係する国際裁判が発生する事態に備える観点から、有識者メンバーに「国際裁判の判例研究」とのテーマの下、国際司法裁判所(ICJ)における仮保全措置・先決的抗弁といった論点について調査を依頼し、国際裁判による問題解決のために必要な訴訟対応法方針や法廷弁論についての研究を行った。</p>				
総合的評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">結果</td> <td> 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：海洋法等を中心に、我が国が関係する国際裁判が発生する場合に備え、所要の準備を引き続き行っていく。) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理由</td> <td> <p>(1) 例えば ICJ については、わが国は同裁判所の強制的管轄権を受諾しており、既に同様に同管轄権を受諾している国や今後、同管轄権を受諾する国との間では、当該国が ICJ に提訴することにより自動的にわが国が裁判の当事国となることとなっている。また、条約上、裁判管轄権を受諾している事項に関する事案についても、同様に相手国の一方的な提訴により裁判に臨む義務が生じている。</p> <p>(2) ICJ 以外についても、一般的に国家が当事国となり得る国際裁判所の数は増加しており、そのような状況下では、わが国としては、引き続き、領土、海洋法等の問題をはじめとして、その他の国際法上の各論点についても常に細心の注意を払いつつ、各種国際裁判の動向を見極める等、所要の準備を行っておく必要がある。</p> </td> </tr> </table>	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：海洋法等を中心に、我が国が関係する国際裁判が発生する場合に備え、所要の準備を引き続き行っていく。)	理由	<p>(1) 例えば ICJ については、わが国は同裁判所の強制的管轄権を受諾しており、既に同様に同管轄権を受諾している国や今後、同管轄権を受諾する国との間では、当該国が ICJ に提訴することにより自動的にわが国が裁判の当事国となることとなっている。また、条約上、裁判管轄権を受諾している事項に関する事案についても、同様に相手国の一方的な提訴により裁判に臨む義務が生じている。</p> <p>(2) ICJ 以外についても、一般的に国家が当事国となり得る国際裁判所の数は増加しており、そのような状況下では、わが国としては、引き続き、領土、海洋法等の問題をはじめとして、その他の国際法上の各論点についても常に細心の注意を払いつつ、各種国際裁判の動向を見極める等、所要の準備を行っておく必要がある。</p>
結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：海洋法等を中心に、我が国が関係する国際裁判が発生する場合に備え、所要の準備を引き続き行っていく。)				
理由	<p>(1) 例えば ICJ については、わが国は同裁判所の強制的管轄権を受諾しており、既に同様に同管轄権を受諾している国や今後、同管轄権を受諾する国との間では、当該国が ICJ に提訴することにより自動的にわが国が裁判の当事国となることとなっている。また、条約上、裁判管轄権を受諾している事項に関する事案についても、同様に相手国の一方的な提訴により裁判に臨む義務が生じている。</p> <p>(2) ICJ 以外についても、一般的に国家が当事国となり得る国際裁判所の数は増加しており、そのような状況下では、わが国としては、引き続き、領土、海洋法等の問題をはじめとして、その他の国際法上の各論点についても常に細心の注意を払いつつ、各種国際裁判の動向を見極める等、所要の準備を行っておく必要がある。</p>				

【参考資料】

- 平成16年版外交青書における邦人保護の件数及び事例(242～252ページ)
 米国の1916年AD法(外務省HPの日米経済関係)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pdfs/ippan.pdf>
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pdfs/kisei_k.pdf
 ジュリスト 2005年6月10日号(No.1291)P.287～(現地職員の外交特権)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。